

道路法に基づく道路の構造の技術的規準等を定める条例改正の概要

条例化に対する考え方

- 地域主権一括法で条例委任された項目の内、道路法に関するものを1つにまとめる。
- 「条例」には根幹となる項目を規定し、運用にかかる項目を「施行規則」において規定する。
- 参酌基準となっている「道路標識、区画線及び道路の標示に関する命令（第3条の2）」を十分に参照して、条例及び施行規則を定める。
- 省令と異なる「独自規定」は、視認性に影響がない範囲で設定する。

条例の概要

1. 対象道路：広島県が管理する県道（広島市内全県道、三次市内20路線（権限移譲路線）を除く県道）（平成24年4月時点）
2. 内容：第46条 道路標識のうち、案内標識及び警戒標識並びにこれらに付置される補助標識の表示板の寸法及び文字等の大きさについて定める。
（道路法第45条第3項関係）

「独自規定」について

国の基準（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令）

☆文字の大きさの基準値に対し、1.5倍、2倍、2.5倍、3倍にそれぞれ拡大することができる。

↓ 【国の基準では拡大規定しかなかったものを独自基準として縮小規定を設けた。】

文字寸法の縮小規定

☆正体（縦横比が1：1）が原則とされている文字の大きさについて、縦横の一方を0.8倍まで縮小できる規定を設定。

理由：これまでの市町村合併に伴い、表示地名数が多くなり、表示板の寸法が過大になっていることから、視認性を損なわない程度とする縮小規定を設けた。

●独自規定イメージ

